第2期循環器病対策推進基本 計画における改定の方向性 (厚生労働省)

第2期循環器病対策推進基本計画策定の基本的な考え方(案)①

● 都道府県循環器病対策推進計画は関係する諸計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、令和6年度からの新たな医療計画等との調和を図ることができるよう、基本計画の実行期間は、令和2年度から令和4年度までの3年程度を1つの目安として示している。

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病 に係る対策に関する基本法より抜粋

3 都道府県循環器病対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の五第一項に規定する実施基準その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

循環器病対策推進基本計画より抜粋

れを変更しなければならないこととされている。他方で、基本計画を基本として作成される都道府県循環器病対策推進計画(以下「都道府県計画」という。)は、法第11条第3項の規定に基づき、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画(以下「医療計画」という。)や介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)等の関係する諸計画との調和が保たれたものとする必要がある。

これらを踏まえ、今回策定する計画の実行期間については、令和2 (2020) 年度から令和4 (2022) 年度までの3年程度を1つの目安として定める。なお、関係する諸計画との調和が保たれたものとするという趣旨に鑑みれば、今般策定

●多くの都道府県では、第1期都道府県循環器病対策推進計画を、昨年度内に策定しており、 策定から間もない。 ■■

第2期基本計画は第1期基本計画の大枠を維持しつつ、

現下の状況を踏まえて必要な修正を加える方針としてはどうか。

第2期循環器病対策推進基本計画策定の基本的な考え方(案)

- ① 循環器病に係る指標の更新
 - 厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、評価指標の更新を行ってはどうか。

- ② 関係する諸計画との連携
 - ・令和6年度から開始予定の第8次医療計画、第9期介護保険事業計画と連携した内容となるよう調整してはどうか。
- ③ 感染拡大時でも機能を維持できる医療体制の整備
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大により、CCU受け入れ病院の救急患者の応需率の低下や転院 先の調整困難など循環器病の診療体制に逼迫が生じた。
 - ・将来の感染症の到来に備え、感染拡大時でも救急患者を受け入れる機能が維持できるよう、各地域における医療体制の整備が必要ではないか。
 - また今後、地域における医療機能の分化・連携に向けた取組を進める上で、平時においても急性期病院のみに患者が集中しないよう、回復期や慢性期の病院との、循環器病の特徴をふまえた効率的な役割分担のあり方等について検討することが重要ではないか。

等

循環器病対策推進基本計画の見直し案のポイント

- 1) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策を追加
 - 医療機関間連携による医療提供体制の強化
 - ・地域連携による在宅医療の体制強化
 - ・情報共有等よる**医療資源を有効活用**できる体制の構築
 - ・在宅患者へのリハビリテーション提供体制の整備
 - ・デジタル技術の積極的な活用の推進

<u>2)諸計画等との連携に以下を追加</u>

- ・「他の疾患等に係る対策との連携」の項目を新設し、「**がん対策推進基本計** 画」、「**成育医療等の基本方針**」を新規追加
- ・連携する都道府県計画として、医療計画等に加え、「**地域福祉支援計画**」、 「**障害福祉計画**」を明記

(参考) 循環器病対策推進基本計画における項目の整理のイメージ

第1期基本計画

1. はじめに

2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及 び課題

O PINC

- 3. 全体目標
- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発(2) 保健 医療及び煙はに係るサービスの提供体制の
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- (3) 循環器病の研究推進

4. 個別施策

- 【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】
- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ②救急搬送体制の整備
- ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提体制の 構築
- ④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑤リハビリテーション等の取組
- ⑥循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ⑦循環器病の緩和ケア
- ⑧循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑨治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- (3) 循環器病の研究推進

5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要

な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 都道府県による計画の策定
- (3) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策
- (5) 基本計画の評価・見直し

第1期を維持

第1期を維持

項目を並び替え

部項目新設

第2期基本計画(案)

- 1. はじめに
- 2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課

題

3. 全体目標

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- (3)循環器病の研究推進

4. 個別施策

- 【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】
- (1)循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ②救急搬送体制の整備
- ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提体制の構築
- ④リハビリテーション等の取組(並び替え)
- ⑤循環器病の後遺症を有する者に対する支援(並び替え)
- ⑥循環器病の緩和ケア(並び替え)
- ⑦社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援(並び替え)
- ⑧治療と仕事の両立支援・就労支援(並び替え)
- ⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策(並び替え)
- ⑩循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- (3) 循環器病の研究推進

5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携 (新設)
- (3) 感染症拡大や災害等の有事を見据えた対策 (新設)
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し

5

国第8次医療計画の見直しのポイントについて

令和5年5月18日令和5年度第1回医療政策研修会資料より一部抜粋

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

○ 6年間 (現行の第7次医療計画の期間は2018年度~2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度~2029年度。中間年で必要な見直しを実施。)

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335 医療圏 (令和3年10月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相 当である単位として設定。その際、以下の社会 的条件を考慮。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ·交通事情等

三次医療圏

52 医療 (令和3年10月現在) ※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6 医療圏)

【医療開設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。 ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

〇 地域医療構想

2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

〇 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管 疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、 新興感染症発生・まん延時における医療、 へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急 医療を含む。))。

 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、 課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体 的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う (PDCAサイクルの推進)。

医師の確保に関する事項

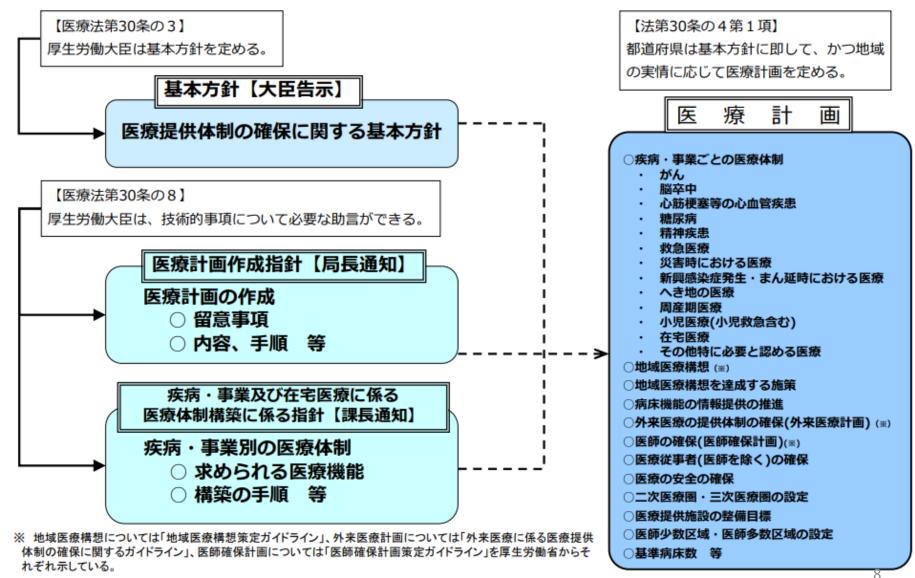
- 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、 診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

令和5年5月18日令和5年度第1回医療政策研修会資料より一部抜粋

医療計画の策定に係る指針等の全体像



脳卒中の医療体制(第8次医療計画の見直しのポイント)

概 要

- 患者の状態に応じた急性期診療を迅速に開始出来るよう、適切な搬送先選定のための救護体制の整備と、転院搬送等が実施可能な医療機関間連携を推進する。
- 脳卒中急性期診療の地域格差を解消し、均てん化を進めるため、デジタル技術を活用した診療の拡充を目指す。
- 急性期以後の医療機関における診療、リハビリテーション及び在宅医療を強化し、在宅等への復帰及び就労支援 に取り組む。

適切な病院前救護の実施

- 脳卒中発症後、専門的な診療が可能な医療機関に速やかに到達できる救急搬送体制の構築
 - ▶ 病院前脳卒中スケールを活用した、適切な搬送先選定
 - 地域の実情に応じた、患者搬送体制の整備や見直し

回復期や維持期・生活期における医療体制の強化

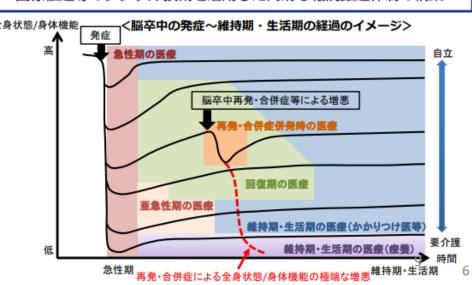
- 回復期病院や在宅医療を強化することによる、急性期病院からの円滑な診療の流れの構築
- 重篤な神経機能障害・精神機能障害等を生じた患者であって も、急性期病院からの受け入れが可能となるような回復期病 院等の医療提供体制の強化

在宅等への復帰及び就労支援に向けた取組

- 急性期、回復期、維持期・生活期のいずれにおいても、医療 サービスと介護及び福祉サービスを切れ目なく受けることが できるような、医療介護連携体制の整備
- 就労両立支援に係る人材と連携する等、脳卒中患者の就労両立支援の推進

急性期診療の普及・均てん化

- デジタル技術等を活用することで、脳梗塞に対するt-PA静注療法や 機械的血栓回収療法を、必要な患者に、できるだけ速やかに提供で きるような医療体制の整備
- 専門的治療を実施出来ない医療機関から、実施可能な医療機関への、 画像伝送等のデジタル技術を活用した円滑な転院搬送体制の構築



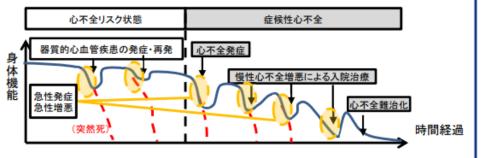
心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制(第8次医療計画の見直しのポイント)

概 要

- 心血管疾患発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。
- 急性期の治療に引き続き、心臓リハビリテーションなど回復期及び慢性期の適切な治療のための医療体制を構築する。
- デジタル技術を含む新たな技術の活用等により、効率的な連携や、業務の効率化等を推進する。

<心血管疾患患者の臨床経過イメージ>

再発・増悪による再入院と寛解を繰り返し徐々に身体機能が悪化する



急性期・急性増悪時の医療体制の強化

- 速やかな救命処置を実施し、疾患に応じた専門的 治療につなげることが可能な体制の構築
- ▶ 周囲の者による速やかな救急要請及び心肺蘇生法の実施
- ▶ 専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送
- 医療機関到着後30分以内の専門的な治療の開始
- 専門的な診療が可能な医療機関間の円滑な連携

回復期及び慢性期の医療体制の強化

- 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションの実施
- 急性期以後の転院先となる医療機関や在宅医療の 医療提供体制の強化と、デジタル技術を活用した 診療の拡充による、急性期から一環した診療を実 施できる体制の整備
- 在宅療養における合併症や再発を予防するための 治療、基礎疾患や危険因子の管理、緩和ケア等の 実施

デジタル技術を含む新たな技術の活用

- 効率的な医療機関間・地域間連携を推進
- 医療従事者の労務環境の改善や業務の効率化等に 係る取組

7

脳卒中に係る指標例

	予防・啓発	救護		急性期		回復期	維持期・生活期	再発・重症化予防			
		脳卒中疑い患者に対して主幹動脈 閉塞を予測する6項目(*)の観察 指標を利用している消防本部数		脳神経内科医師数・ 脳神経外科医師数 両立支援コーディネーター基礎研修の受講者数				脳卒中患者の重篤化を予防する ためのケアに従事している 看護師数			
ストラクチャー				脳卒中の専用病室を有する 病院数・病床数				歯周病専門医が在籍する 医療機関数			
				脳梗塞に対するt-PAによる 血栓溶解療法の実施可能な 医療機関数				·			
			•	脳梗塞に対する血栓回収療法の 実施可能な医療機関数							
				脳卒中の相談窓口を設置してい る急性期脳卒中診療が常時可能 な医療機関数							
				理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のそれぞれの人数							
				リハビリテーション科医師数							
				殿卒中							
プロセス	类煙率	脳血管疾患により 救急搬送された患者数		脳梗塞に対するt-PAによる 血栓溶解療法の実施件数	•	脳卒中患者に対する療養	脳卒中による入院と同月に摂食 機能療法を実施された患者数				
	特定健康診査の実施率			脳梗塞に対する血栓回収療法の 実施件数			脳卒中患者における 介護連携指導の実施件数				
	特定保健指導の実施率			くも膜下出血に対する脳動脈瘤 クリッピング術の実施件数							
	高血圧性疾患患者の 年齢調整外来受療率			くも膜下出血に対する脳動脈瘤 コイル塞栓術の実施件数							
	脂質異常症患者の 年齢調整外来受療率			脳卒中							
				脳卒中							
		教急要請(覚知)から医療機関へ の収容までに要した平均時間		退院患者平均在院日数							
アウトカム			•								
		脳血管疾患の年齢調整死亡率									

(●は重点指標)

(*) 脈不整、共同偏視、半側空間無視(指4本法)、失語(眼鏡/時計の呼称)、顔面麻痺、上肢麻痺 の6項目

心筋梗塞等の心血管疾患に係る指標例

別表3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防・啓発	教護		急性期		回復期	慢性期	再発・重症化予防		
ストラクチャー				程理器内科医師数・ 心臓血管外科医師数		両立支援コーディネー	ター基礎研修の受講者教	保性心不全の再発を 予防するためのケアに 従事している看護師教		
				心臓内科系集中治療室 (CCU) を有する医療機関数・病体数		心不全緩和ケアトレーニングコース受講者数		企用病専門医が在籍する 医療機関数		
				心建血管外科手術が 実施可能な医療機関数						
					コン料届出医療機関数					
	模性率	心防機能停止傷病者全難送 人員のうち、一般市民による 除細動の実施仲数		急性心筋模塞患者に対する PCI実施率	心血管疾患に対する疫養・欽労而立支援の実施件数					
	特定健康診査の実施率	虚血性心疾患及び大動脈疾患に より救急搬送された患者数	•	FCI を施行された急性心筋梗塞 患者数のうち、10分以内の 冠動脈再製通制合			心血管疾患における 介護連携指導の実施件数			
プロセス	特定保健指導の実施率			建血性心疾患に対する 心血管外科手術件数						
	高血圧性疾患患者の 年虧額整外余受療率			大動脈疾患患者に対する 手術件数						
	指質異常症患者の 年齢調整外来受療率		•	入院心血管リハビ	ノテー	ションの実施件数				
					•	95	来心血管リハビリテーションの実施	件数		
		教急要請(覚知)から 教急医療機関への搬送までに 要した平均時間	•	建血性心疾患及び心血管	疾患	の退就患者平均在就日数				
アウトカム			•	在宅等生活の	場に	復得した虚血性心疾患及び大動脈疾	(患患者の割合			
	•	● 虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年齢誤整光亡率								

(●は重点指標)

令和4年度享生労働科学研究「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」研究報告書より引用